

令和4年6月30日
福祉局高齢社会政策課

市政記者各位

福祉避難所一覧の市ホームページ掲載について（お知らせ）

福岡市では、災害が発生した際に、避難生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者や障がいがある方など（要配慮者）の避難所として、福祉避難所（二次避難所）を開設・運営することとしております。

要配慮者の皆さまの円滑な避難につながるよう、この度、市ホームページに福祉避難所一覧を掲載しましたので、お知らせいたします。

<福岡市ホームページ掲載タイトル>

要配慮者の避難について（福祉避難室、福祉避難所（二次避難所）について）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/fukushihinansho.html>

※福岡市ホームページトップから「福祉避難所」で検索

<参考>「福祉避難所（二次避難所）」について

日常生活に介助や常時の見守りなどが必要なため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者や障がいのある方など（要配慮者）を受け入れるために開設する避難所（二次避難所）です。高齢者施設や障がい者施設などを運営する社会福祉法人などと福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

福祉避難所は、施設の被災状況の確認や要配慮者を受け入れるための調整が完了した後に福祉避難所として開設され避難が可能となりますので、直接、福祉避難所へ避難することはできません。まずは公民館や小学校などの指定避難所に避難をお願いしています。

<問い合わせ>

福祉局高齢社会部高齢社会政策課

担当 草場・齋藤

TEL : 092-711-4595（内線 2117）



福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。



現在進行中の『福岡100』
アクションはこちら